

# ワルツ株式会社 一般事業主行動計画

## 1. 計画期間等

### (1) 計画期間

H26年4月1日からH29年3月31日までの3年間とする。

### (2) 計画の見直し

計画期間中において人事制度の改定、従業員からの要望等に応じ随時弾力的に見直し、変更できるものとする。

## 2. 目標と対策

### (1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備に関する事項

#### ①妊娠中及び出産後における配慮（平成26年4月）

妊娠中及び出産後の従業員に対して、制度を積極的に周知するとともに情報を提供する。

##### A. 勤務しないことを承認する制度の周知を図る。

- ・妊産婦である女性従業員が保健指導等を受ける場合
- ・妊娠中の女性従業員通勤時の母体・胎児への影響がある場合
- ・妊娠中の女性従業員の業務が母体・胎児への影響がある場合

##### B. 育児休業制度の周知を図る。

- ・育児休業
- ・育児短時間勤務
- ・時間外勤務の制限（所定外勤務の制限）
- ・深夜勤務の制限

#### ②子どもの出生時における父親の休暇取得を推進する。（平成26年4月）

子どもが生まれて父親となる従業員について、休暇を取得しやすい環境を整備する。

##### A. 従業員の妻が出産する際の年次有給休暇の取得推進

- ・入退院の付き添い以外に出産時や入院中の付き添い等も可能とするよう職場の理解を促進する
- ・半日単位の取得を周知及び推進する
- ・配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合、特別な事情がなくても再度の取得が可能となる制度の理解を促進する
- ・制度の周知及び取得奨励

##### B. 妻の産前産後期間中の男性従業員の育児参加を促す環境を整える

- ・パパ・ママ育休プラス制度の理解を促進する
- ・男性従業員の育児参加のため年次有給休暇取得に対する職場の理解を促進する

③短時間勤務の取得を促す（平成23年4月）

- A. 小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる従業員のうち希望する者が利用できる制度の周知を図る
- ・育児部分休業制度を周知するために育児・介護休業規程を常時職場の見やすい場所に掲示しまたは備え付ける。

④子どもの看護のための休暇取得を推進する（平成26年4月）

小学校就学の始期に達するまでの子どもが病気の際に、1年について5日以内（2人以上であれば年10日）の看護休暇について制度の周知及び取得の推進を図る

- A. 子の看護休暇制度を周知するために就業規則や育児・介護休業規程を常時職場の見やすい場所に掲示しまたは備え付ける。

⑤諸制度の周知（平成23年4月）

関係法令に定める諸制度について手法に工夫を加え従業員に対して積極的に周知する

- A. 育児休業、時間外労働の制限及び深夜業の制限の育児・介護休業法に基づく従業員の権利や休業期間中の育児休業手当金の支給等について関連法令に定める諸制度を周知するため、行政パンフレット、就業規則、育児・介護休業規程を常時職場の見やすい場所に掲示しまたは備え付ける。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する事項

①所定外労働の削減（平成26年3月迄に）

所定外労働は、本来、例外的な場合のみ行われるものであるという認識を深め、残業に対する意識改善のための啓発等の取組みを行う。

- A. 所定外労働の削減を図る。
- ・サービス残業を起こしてはいけないという土壌を作る（全従業員の意識改革を進める）
  - ・労働の実態に合わせた労働時間の管理を徹底
  - ・時間外労働の指示命令を徹底

②年次有給休暇の取得の推進（平成26年3月迄に）

職場における年次有給休暇の取得を容易にするための措置を講ずる。

- A. 次の時季における有給休暇・特別休暇の取得を強く働きかける

- ・子どもの春休み、夏休み、秋休み
  - ・ゴールデンウィーク
  - ・年末年始
  - ・子どもの入学式、卒業式、授業参観、学芸会、運動会などの学校行事やPTA活動
  - ・家族の誕生日、結婚記念日
  - ・子どもの予防接種、健康審査
- B. 計画年休（事業場や職場単位の一斉年休日やフリーエントリー型年休日を等）を設ける。
- ・各事業場及び職場の事情に応じ、適宜労使協定を締結し、計画的年次有給休暇取得日を設ける。